2021.3.31
2020 調一 No.9

総 研 レ ポ ー ト

経済史理解の新たな枠組みと協同組合への示唆

本レポートでは、近年明確になってきたわが国経済史理解の新たな枠組に着目し、それが協同組合の歴史の理解や認知度向上につながる枠組であることを論じている。そのうえで、そういった経済史理解の変化をもたらしてきた近年の経済学の成果のなかから、オリバー・ハートの「所有権理論」を参考に、協同組合の所有権構造の共通的特徴に関する試論を展開した。

農林中金総合研究所

経済史理解の新たな枠組みと協同組合への示唆

目　次

はじめに～協同組合という組織・事業体にとっての歴史の重要性～……1

１　台頭してきた経済史理解の新たな枠組 …… ……2
(1)経済理論をめぐる変化が経済史理解の枠組に影響…… ……2
(2)経済史理解の新たな枠組みを支える２つのコンセンサス…… ……3
(3)集団現象（制度）の経済学の何が，わが国経済史理解の枠組みにどう影響したのか……5

２ 集団現象（制度）の経済学を基礎とした経済史理解の具体的事例……10
(1)新たな枠組みに基づく経済史理解の具体例 …… ……11
(2)経済史理解と経済理論とのかかわりについて …… ……15
(3)集団現象（制度）の経済学と経済理論の枠組変化……18

３　協同組合に関して所有権構造から考える… ……19
(1)経済史理解の新たな枠組み台頭は協同組合の歴史的意義づけや認知にとって追い風…19
(2)協同組合の所有権構造の共通的特徴（試論）～インセンティブシステムとしての位置づけの必要性…… ……20

おわりに…… ……24

執筆者　(株)農林中金総合研究所
理事研究員　小野澤　康晴

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

はじめに～協同組合という組織・事業体にとっての歴史の重要性～

本稿の課題は，近年明確になってきた「経済史理解をめぐる新たな枠組み」についてわが国を対象として解説し，その内容を理解することが，個別協同組合や各協同組合グループ，また「協同組合全体」にとっても無視できない意味を持っていることを論ずることにある。

「経済史理解をめぐる新たな枠組み」に関しては後述するとして，それがわが国において明確になってきたことが，どのような点で協同組合にとって無視できない意味を持つのかについて，まず説明をしておきたい。

事業体であると同時に人的組織体でもある協同組合にとって，不特定多数を対象とする通常の事業法人に比べて，追求する目的の一貫性や，変化・発展の中での組合員・利用者に向けた説明責任の重要性は大きく，「協同組合原則」という運営ルールを重視してきたことにもそれが表れている。

地域に根差した組織である協同組合の存在は地域とともにあり，地域の歴史の中で協同組合の先人達が取り組んできた事績は，部分的には挫折や失敗があったとしても，それも含めて貴重な成果である。それぞれの協同組合の現在の，そして今後に向けた取組みが，そういった先人達の思いや実績を踏まえて形成されていることは言うまでもなく，それは業種や分類を超えて協同組合に共通することであろう。

わが国協同組合も産業組合法制定から 120 年を超え，法制定前から自然発生的に誕生していた販売や購買，信用など協同組合的組織からすればすでに 150 年ほどの歴史を刻んでいる。先人達が時々の状況のなかで「協同組合としていかにあるべきか」を模索し，試行錯誤の中から実践してきた貴重な歴史の積み重ねの意義は大きく，そういった先人達の取り組みは折に触れて振り返って認識を深めていくべき価値をもっている。

わが国協同組合の歴史について理解と認識を深めることに関しては，今日新たに重要になってきた意味もある。一般社団法人協同組合連携機構（以下ＪＣＡ）設立（2018 年４月）に象徴されるように，協同組合各グループでは戦後の縦割りを超えて「協同組合一般」として，事業・組織活動の強化と存在感を高めていく取組みを進めており，協同組合共通の法制を展望しようという状況にある。そういった課題を考えれば，人的組織体として歴史の積み重ねを重視する協同組合各グループが，共通に理解・共感できる「協同組合としての歴史」を共有できれば，それは，それぞれの協同組合グループにおける他協同組合グループとの連携に向けたエネルギーを高めることにつながると考えられるからである。

筆者は「広がりをみせつつある協同組合間連携について」（『農林金融』（20 年４月号）で，協同組合間連携においては「相互理解の浸透」と「地域課題の共有」が重要だと指摘したが，その際の「相互理解の浸透」には，現在の関係者間でお互いを知るということだけでなく，それぞれの協同組合が地域で果たしてきた取組みの歴史を相互によく理解し，尊重すると

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

いうことも，不可欠とはいえないものの大きな要素であるとの思いがあった。各県段階の協同組合連携組織においては，単位協同組合のリーダーの方に，その組合の現在の取組だけでなく，先人達の取組み，つまりその組合が地域において果たしてきた役割について語ってもらって，それを各グループのリーダー間で共有化するといったことなども，「相互理解の促進」ひいては連携に向けた共感づくりの場として重要ではないかと考える。

協同組合内部に限れば，それだけでも大きな意味を持つであろうが，更にそういった個別協同組合グループではなく「わが国協同組合の歴史」を対外的に発信できれば，協同組合への理解の促進につながるとともに，共通法制などを構想する際の基盤にもなろう。そのようなことを展望する場合，それは，単に協同組合の様々な事績を整理するだけでは十分とはいえない。協同組合の活動や事業は，地域に根差し地域とともにあるものだから，広く地域の歴史，ひいてはわが国全体の歴史の中で位置付けたうえで発信をしていかないと，単なる自画自賛と見なされてしまうからである。現場において，可能な協同組合間連携を地道に追求するという各地で広がっている貴重な取組みとともに，「（個別グループを超えた）協同組合の歴史」をわが国歴史全体のなかで的確に位置付けた歴史把握と発信も，協同組合連携における中長期的な課題の一つとして重要と考える。

そういった観点から，各協同組合グループないし協同組合全体の歴史を位置付けていくべきわが国全体の歴史，中でも経済史に関して，史実理解の新たな枠組みが近年明確になってきたことを認識しておくことには，今日的な意味があると考える。

１　台頭してきた経済史理解の新たな枠組

⑴ 経済理論をめぐる変化が経済史理解の枠組に影響

経済史の理解において新たな枠組みが台頭して定着してきた背景には，経済理論をめぐる変化がある。

筆者は「経済学の動向と協同組合の位置づけ」（『農林金融』2017 年 12 月号）で，欧米では，新古典派経済学のような個人の合理性の仮定を説明の核にした規範的な経済学（こうあるべき，こうあるはずであるという経済学）に代わり，現実に行われている経済活動を基礎にして，複数人が関与する取引（transaction）のような集団的現象に着目した，institutional economics（一般には制度経済学と訳されるが，筆者の訳では集団現象（制度）の経済学。以下筆者訳を用いるが，いずれも原語は institutional economics であることに留意）が発展して大きな勢力となっていて，主流である新古典派経済学の理論をも包含する新たな枠組みが構築されつつあることを論じた。そのような動きは，同レポートでも指摘したように，残念ながらわが国経済学の世界においては欧米ほどには明確にはなってはいない。

しかし，欧米を中心としたこのような経済学の変化は，わが国においても経済史分析の枠

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

組みには大きな影響を既に与えており，集団現象（制度）の経済学の発展を踏まえて，わが国経済史分析の視角が大きく変わってきていることが，近年明確になっている。

経済史分析の理論的枠組みについて岡崎は「経済史の新しい見方」(注1)で，新古典派経済学，マルクス経済学，新制度派経済学，歴史制度分析の４つに分けて，それぞれの枠組みの特徴を概説している。

そこで岡崎は，わが国の経済史研究に関してはマルクス経済学の影響が大きく，(1999 年時点の指摘ではあるが)「マルクス経済学的な見方に立って研究を行う経済史研究者は日本ではむしろ多数派に属する」(17 ページ）としている。本稿で念頭においているわが国経済史分析の枠組み変化は，これまで多数派であったマルクス経済学から，岡崎の分類による新制度派経済学，歴史制度分析という，広くとらえれば制度の経済学[筆者の理解では集団現象（制度）の経済学]の系譜の台頭ということである。

ここでは「新しい視角の方が正しい」とか，「これまでの分析の枠組みは間違っている」ということを言いたいのではなく，また筆者はそのような判断を下す立場にはない。歴史に対する認識や評価は時代に応じて変わっていくものであり，もちろん全体的に「より整合性ある理解」になっていくことが望ましいものの，「歴史とは現在の歴史家と過去の事実との間の・・・対話である」(注2)とされるように，歴史認識が，時代を超えて１つに確定するということはないというべきだろう。その意味で，歴史は常に書き換えられているといえる。ここで主張したいのは，近年わが国経済史分析に生じている変化は，「個別具体的な史実の見方が新たな史料などによってさらに豊富化した」というレベルを超えて，経済学の変化を反映した新たな経済史認識の枠組がわが国において形成過程にあることを示すものだ，ということであって，そういった新たな視角によって，ほぼ一貫した，ある程度まとまった経済史理解が，多くの経済史研究者に共有化されてきたということなのである。

そのような共有化の状況は，2017～18 年に刊行された「岩波講座　日本経済の歴史　全６巻」(以下『経済の歴史』と略記）に最も良く示されている。同シリーズは，冒頭で記されているとおり，編集兼執筆者となっている研究者のもとで執筆者が複数回の中間報告会とディスカッションを経て執筆していること，11 世紀から近年までのわが国の長期の経済発展を，どの巻も同じ章建てで構成して叙述の一貫性が図られていることに示されるように，参加する研究者間での大きなコンセンサスを踏まえた，体系的な経済史の概説シリーズになっている。研究者の個性が強く出る単独の著書と比べて，このような著作には，近年の経済史研究の大まかな方向性（の１つ）が表れているといってよいであろう。

（注 1）岡崎哲二『江戸の市場経済　歴史制度分析からみた株仲間』(1999) 12～28 ページ

（注 2）Ｅ．Ｈ．カー，清水幾太郎訳『歴史とは何か』岩波書店，1962 年，47～48 ページ

(2) 経済史理解の新たな枠組みを支える２つのコンセンサス

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

『経済の歴史』において，研究者間の大まかなコンセンサスとは何なのか。

それは第一に，一橋大学経済研究所を中心に行われた，歴史資料を基礎にした国民所得関連統計の過去に遡る推計作業（「長期経済統計」（全 14 巻），1965～1988 年，以下 LTES）の成果を踏まえ，そこから得られる時代ごとの経済成果と，個別の経済史分析との整合性をとるという考え方である。すべての巻の序章で，LTES を中心に先人たちの経済活動の総合的推計値であるマクロ経済の成果指標に基づいて，その時代にわが国が「全体として」どのような経済成果（１人当たりＧＤＰなど）をあげたのかを，時系列的にまた国際比較も含めて概観している。もちろん，その推計値自体についても，更に見直しを提起するような研究が数多くあるが，いずれにせよ，その時代のトータルな「経済成果」を一旦コンセンサスとして前提にすることで，個別分野（農業を含む各産業や商業，貿易など）の分析も，経済全体の成果との間の整合性が問われることになり，それが史実の位置づけや評価について，共通基盤に基づく議論を可能にしている。このことを編著者は各巻冒頭で「反証可能性に対して開かれた近代実証史学の方法」に従うものと説明としている。

このように書けば当然のように思われるかもしれないが，1900 年頃から始まったとされるわが国経済史学において，そもそもそういった，過去に遡った経済成果の全体像を，残されたデータを可能な限り収集することで，包括的に推計するという地道な作業は，この LTES のプロジェクトまで，本格的にはなされることはなかった。それには，GDP という概念に基づくマクロ経済の推計そのものが，ケインズ経済学の登場をもとに欧米では 1940 年代，わが国では 1950 年代に開始されたものであるからやむを得ない面もある。ただし従来主流派であったマルクス経済学からの経済史分析の枠組みでは，「経済成果」とは経済発展史観という歴史発展法則に照らして，それぞれの時代の経済状況がどの発展段階にあったのか，また特定の発展段階におけるわが国固有の特徴は何か，ある段階から次の段階に移行する過程をどうとらえるか，などといった視点であり，個別産業の生産量や物価統計などの経済指数を，その時代の経済状況把握として重視したことは当然であるが，LTES のような，GDP や関連統計で経済全体の成果を計測し，その水準を国際的に比較したり，変化の要因を探るという志向性がなかったことも無視できない。

では，そういった「経済活動全体の成果」を共有化できれば，経済史をみる視角や枠組みは自ずと共有化できるのか，といえばそれだけでは十分とはいえない。

国民所得統計の推計の結果把握できる経済活動全体の成果やその変化の内容といっても，それは具体的には，X 年には消費や投資の拡大のなかで，Ａ産業やＢ産業の付加価値が前年に比べて増加したといったようなことである。短期的な景気循環を論ずるということであれば，例えば，Ｃという政策や為替の影響などによってＤ産業の売り上げが増加し，それが経済成長をリードした，などという全体的説明は可能である。しかし，数百年にわたるわが国の無数の先人達による経済活動が，繁栄した時期や停滞した時期を含めて今日の経済状

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

況にまでどのようにつながってきたのか，という歴史の過程を説明することや，またその時々のわが国の経済的成果が，その時代において海外諸国と比べてどの程度であったのか，より豊かな国へのキャッチアップや，場合によっては海外対比での停滞の要因をどう考えるのが適切なのか，などのような点を理解しようとするならば，そういった景気循環の説明を積み重ねても，それだけでは到底考察することができないのは明らかである。現状分析の寄せ集めが歴史分析になるのではなく，歴史把握にも一定の理論的枠組みが不可欠なのである。

従来経済史学においてはその役割を，マルクスの経済・社会の発展段階論（アジア的，古典古代的，封建的，近代資本制生産様式への発展）が主に担ってきた。しかし，過去に遡って推計された先人達の経済的営為の総計の推移を歴史過程として説明するには，近年発展してきた集団現象（制度）の経済学の成果を生かすのが適切であることが，わが国でも多くの研究者の間で共有されるようになっており，『経済の歴史』も「日本史学・経済史学と**制度の経済学**の共同作業の成果」とうたっている。

同書はわが国経済の歴史過程の概説書であるため，研究の方法論のようなものを詳しく説明している部分はなく，執筆者も数多いから，集団現象（制度）の経済学に関する認識にも差があるとみられる。しかし，中心メンバーの１人で，各章の扉に掲げられている要約の全てを執筆ないし共同執筆している中林真幸は，別の論考「経済史研究における制度」（岡崎哲二との連名）(注) の冒頭で，制度の経済学の視点からの「経済史の見直し」が 1970 年代以降進展していることや，その枠組みを活かした歴史分析の試みについて言及している。全体統括を行っている編著者における，集団現象（制度）の経済学の成果を活かした経済史という姿勢は同論考からも明らかで，そのような編集方針がおおむねの合意を得ているとみられることから，その意味では，集団現象（制度）の経済学の発展とその枠組みからの歴史分析という点が，『経済の歴史』にみられる第二のコンセンサスだといえる。

（注）岡崎哲二編著『取引制度の経済史』，東京大学出版会　2001 年，1～４ページ

(3) 集団現象（制度）の経済学の何が，わが国経済史理解の枠組みにどう影響したのか

では，集団現象（制度）の経済学の何が，わが国経済史分析の枠組みにどう影響を及ぼしたのかという点について次に説明をする。そのためには institutional という概念について改めて認識を深めておく必要があり，まずその点を論じたい。

ａ． institution, institutional の意味～再検討～

欧米の経済学においては，institution に関する研究は近年の大きな動きであり (注１)，その動向を理解する上では institution という概念自体を良く理解しておく必要がある。筆者はこれまでもその点を何度か論じてきたが，歴史分析と institutional economics の関連という

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

観点から再度論じておきたい。

例えば，一国において**「法の支配（rule of law)」**がどの程度確保されているかどうかが，経済活動に大きな影響を与える要因であることは明白である。法の支配とは，力を行使する主体をも制約する「法」がしっかりとその国において存在し，仮に逸脱した力の行使があれば，それが認識されて力の行使が適切に矯正され，違法に制限された当該行動の自由が回復されるといったメカニズムが備わっているような状態ということができよう。独裁的権力者が統治して法の支配が十分に確保されていない国であれば，仮に努力して財産を築いても，権力者の恣意的な力の行使でそれを奪われるリスクが遍在していることになり，それがその国における経済活動の意欲を低下させる要因になることは容易に想像できる。

このような，特定の時期の特定の国（などの集団）における「法の支配」の達成度合といったようなことも，極めて重要な institutional な事象なのであり，ある時代，ある国（地域）におけるそういった点の事情を無視して，「完全競争の環境を用意して，個人の合理的選択，企業の利潤最大化の実現を図れば，経済全体の効率が高まって資源配分が最適化され，経済的繁栄が実現する」という新古典派の中心命題が成り立つわけではない。

もちろん考え方としては，そういった「法の支配」のような社会環境は，政治行動など経済活動とは別の取組みで実現すべきであって，経済の理論はそういったことを，外部の「制約条件」としたうえで，可能な範囲で個人の合理性を追求するのが社会の効率化につながるという整理をすればよいという見方もあろう。

しかし，政治と経済はそれほど簡単には分離できない。野放図な規制緩和の中で経済的力が集中した巨大独占企業体が，政治過程に介入して自らに有利な法体系を実現することもあるだろうし，力の行使によって法の支配（rule of law）を逃れるような事態もありうる。実際に，国を超えた巨大グローバル企業が，利益を法人税の低いタックスヘイブン（租税回避地）に集約して税逃れをするといったようなグレーな状況も報道されている。したがって，そういった，現実の多様な集団的な力の作用や，法を取り巻く集団的なあり方などを考慮しつつ，豊かさを実現する方策を考えることが経済学としても重要だということが，institutional economics の問題意識なのである[注2]。

そのような institutional economics の課題を考慮すると，「個人の選択行動にとっての外部制約の１つ」のごとくみなされがちな「制度」という訳語を与え，「制度経済学」と称してきたことは，institutional economics のわが国における普及の遅れにつながっている面があるのではないか，というのが筆者の考えであり，institutional が individual の反意語であるという意味を重視して，社会のなかの様々な集団的な慣行，文化，法制度やそれをとりまく集団的な力の作用をイメージできる，「集団」概念を含めるべきであると考え，集団現象（制度）の経済学といった訳語をあてている。

ただ，経済史分析で重要な，経済活動変化のプロセス理解という視点から institutional の

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

含意を考えると，経済活動における「集団的制約」という意味合いの方が，「集団現象」という漠然とした訳語よりもその意義が明確になる場合が多いようである。「制度」も個人の行動を制約する集団的枠組みであるし，文化や慣習も程度の差はあれ個人の行動に（個別に差はあるものの）一定の制約を与えるものである。

ただし「制約」といっても，そこには，「本来合理的であるべき個人の行動の自由を集団現象（制度）が制約している」という含意に限定されるわけではない。そのような場合もあろうが，前述の「法の支配」のように，むしろそういった，権力者をも縛る集団的制約があるからこそ，法の範囲内で個人の自発的行動の自由が確保され，それがインセンティブ（動機付け）となって，経済的な繁栄をもたらす面があるので，「集団的制約」と個人の自由は常に対立するものではなく内容次第で様々な影響を相互に及ぼしあう面があることに留意が必要である。

主流である新古典派経済学では，個人や法人の行動に及ぼすインセンティブとなるのは価格情報（相対価格の変化）なのだが，現実の経済社会においては，法の支配の程度から始まって細かな契約上の慣習や所有権のあり方など，国や地域，時代によって異なる様々な集団的制約（institution）の変化が，多様なインセンティブを生んで経済的な繁栄や逆に停滞の要因になっていることを考慮しなければ，経済の長期的な動向は到底説明できないので，そういった状況を整合的に理解する枠組みは，経済史分析にとって大きな意味がある。

もともと institution は，「集団的な共有」という意味内容を核にして，慣習，文化，行動，制度など，その場面場面で具体的な意味が特定化されるような多義的な概念と整理すべきもので，それらを包括して筆者は「集団現象（制度）」という訳語をあててきたが，経済行動の「変化」とのかかわりに焦点を絞れば，「集団的制約」という含意で理解した方が事態を把握しやすいのではないかと考える。

本稿では，従来の institution =集団現象（制度）という訳語に加え，institution=集団的制約（制度），という訳語も適宜利用する。それは「集団的な共有」という本来の意味内容を，テーマに応じてより明確に示すためであり，もともと institution という，日本語にそれに相当する適切な単一の訳語を見いだしにくい多義的な概念に含まれる，文脈上の意味あいを少しでも分かりやすく説明するためであることに留意をいただきたい(注3)。

（注１）例えば，Bowles, S.（2004） Microeconomics：Behavior, Institutions, and Evolution ，Princeton University Press. 塩沢由典・磯谷明徳・植村博恭訳（2013）『制度と進化のミクロ経済学』NTT 出版

・ Schmid, A.（2004） Conflict and Cooperation: Institutional and Behavioral Economics ， Blackwell Publishing.

・ Elsner, W., T.Heinrich, and H.Schwardt（2014）The Microeconomics of Complex Economies: Evolutionary, Institutional, Neoclassical, and Complexity Perspectives ， Academic Press

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

・わが国では青木昌彦の比較制度分析(comparative institutional economics)を中心に，institutional economics の系譜の一つが形成されている。

（注２）例えばダグラス・ノースは『暴力と社会秩序―制度の歴史学のために―』（原書は 2009 年，訳書は 2017 年）で，法の支配についてテーマとして取り上げている。

（注３）わが国の「制度経済学」関係者は，制度経済学のもつ重要な問題提起について，また欧米と比べてわが国においてなぜ制度経済学の普及が遅れているのかも，大きな課題として認識すべきであると考える。そのことは，速水融が，大塚久雄，ダグラス・ノースの三者による対談「経済史の基本問題をめぐって」（1976 年の実施）を記録した文章のなかで，「ノース教授は，新経済史の創立者の一人として・・・・経済史は数量分析ですべて解決されるわけではなく，むしろ institutional change を入れるべきことを主張し続けているのである。但し，この場合，**institutional という言葉を「制度的」というように訳してしまうと，法律とか政治形態という狭義の institution として誤解されかねない。**そうではなくて， institution とは，経済学的な概念では説明されない他の人文的，社会的諸要因を含んだものなのである。宗教，人口，技術その他いくつもの内容を持つものと理解してよい。したがってここでは，この言葉には社会とか社会構成という訳を与えた。こういった要因を入れてこないと，経済史は書けないのだという教授の所信は･･･」と **institutional という言葉に「制度的」という訳をつけることが誤解を与える懸念があると指摘している。**「制度経済学」という用語が研究者間では定着したためにそれにあえて異を唱えずに，研究者間でのみ institutional という概念の多義性について了解しているとすれば，それはこういった初期の重要な問題提起に対する十分な回答とはなっていないと思われる（同対談はＤ・Ｃノース，Ｒ・Ｐ・トマス『西欧経済の勃興―新しい経済史の試み―』ミネルヴァ書房，1980 年，原書は 1973 年，に所収）。

ｂ． 歴史理解に大きな影響を与えたダグラス・ノース，オリバー・ハート

次いで集団現象（制度）の経済学の何が，わが国経済史分析にどのような影響を与えているのか，という点を論じたい。

欧米で institutional economics　にかかわる研究は数多いが，ここでは，わが国経済史分析への影響という観点から，ダグラス・ノース（Douglass North）とオリバー・ハート(Oliver Hart)を取り上げる。

① ダグラス・ノースによる institution のインセンティブへの影響の視点

ダグラス・ノース（以下ノース）は，経済史分析と集団現象（制度）の経済学を本格的に結び付ける議論を展開した（注）。

ノース以前の経済史分析においては，経済成長の要因としては，技術革新や資本蓄積（設備投資），教育投資による人的資本の増大などであるという共通認識があった。それに対してノースは，Ｒ・Ｐ・トマスとの共著『西欧世界の勃興―新しい経済史の試み―』ミネルヴァ書房，1980 年。原書は 1973 年）で，技術革新，資本蓄積，教育投資を通じた人的資本蓄

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

積などは経済成長の要因ではなく経済成長現象そのもの，つまり同義反復であり，そういった技術革新や設備投資，資本蓄積，教育投資などが，特定の時代の特定の国において起きた原因をこそ明らかにしなければならない，という重要な問題提起を行った（訳書４ページ）。

その課題に対応するノース自身の仮説は，人間社会では実際に存在する多様な集団的制約（制度）が，人々の行動に影響を与えており，その変化が人々の間で，技術革新や資本蓄積，教育投資など経済的な繁栄につながるようなインセンティブを生みだした場合に，そういった地域（国など）には，時間の経過の中で経済的繁栄がもたらされたというものであり，具体的には西欧における国家による所有権の確立がその一つであるとした。

ノースはその後も集団的制約（制度）と経済発展との関係や，経済発展における集団的制約（制度）と組織とのかかわりなどをめぐって多くの論考を著し，仮説を精緻化させた。

『経済の歴史』は方法論の書ではないので，ノースの理論に関する説明があるわけではないが，経済史分析において，経済成果と集団現象（制度）の重要な関係を強力に主張したのはノースが最初であり，その意味で，ノースの理論が大きな意味で基礎となっていることは明らかである。

（注）ノースは 1993 年に「経済理論と計量的手法によって経済史の研究を一新したこと」でノーベル経済学賞を受賞。

② オリバー・ハートによる不完備契約を前提にした，「所有権」の社会的意義の理解

次いで，わが国経済史分析の枠組みに影響を与えたオリバー・ハート（以下ハート）をとりあげる[(注)]。

ハートは，その主要な著作である『企業・契約・金融構造』（慶應義塾大学出版会，2010 年。原書は 1995 年）の冒頭で，「経済学者は市場取引についてはとてもよく確立された理論をすでに持っており，契約取引についても同様に，よく確立された理論を持ちつつある。しかし，集団現象（制度）の経済分析については，まだ初歩的としか言えない状態にある。本書では，企業及びその他の経済的集団現象（制度）について考察するための枠組みを提示する」（訳書１ページ）としているように，企業その他の集団現象（制度）の解明が主たるテーマで，その意味では，広くいえば集団現象（制度）の経済学に連なる研究に位置付けられる。

そのなかでもハートは「所有権」（Property Rights，財産権とも訳される）に関して，集団現象（制度）として，その意義や構造を整理したことに特徴がある。ハートによれば，「所有権」が重要な意味をもつのは，その資産（有形，無形問わず）の使用法について，あらゆる可能性を考慮した上での契約書を書くことができない場合（不完備契約という）であり，その意味で所有権とは，あらかじめ社会的に決まっているルールや，契約で規定された状況「以外」において，その資産をどう使用するかという点にかかる決定力だとしている。その

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

ような意味で，ハートは資産の所有権を**「残余コントロール権」**とし，「あらかじめ締結されている契約，慣習，もしくは法律に背反しない限り，資産の使用にかかわるいっさいをどのようにでも好きなように決定できる権利」（訳書，41 ページ）であると定義している。

この定義には２つの面がある。一つには，所有権の持つ「力」の側面であり，「あらかじめ契約で決められた，あるいは社会的に，集団現象（制度）として決まっているルールに従っていれば，それ以外については，その資産を自由にコントロールできる力の源泉になっているということである。もう一つは，資産を自由にコントロールできるといっても，それは，既に決められている契約や，慣習・法律に従うなどの義務を履行していることが前提になるという，社会的（集団的）制約の面である。

ハートによるこのような「所有権」の定義づけは，ノースによる，「institution（集団的制約）が様々なインセンティブを生み出し，それが経済の繁栄や衰退の原因となる」というinstitution の大枠の意義付けを，「所有権」に絞って，その構成要素（既往契約履行，法や慣習の順守，残余コントロール権としての力）を特定化するなど，細かく論じたものと位置付けることができる。

もともとノースも，前述のとおり所有権の意義は重視していたが，それは，国家が強制力でその所有権を保証した面を主に念頭におくものであった。

ハートの「所有権理論」は，そういった国家による所有権の保証という大枠のなかで，多様な契約の当事者間で，様々な法的強制，慣習による制約などのありかた，及びそれらに対応した上で行使される「残余コントロール権」を誰がどのように得るのか，といった点が，例えば企業にかかわる諸主体のインセンティブ構造に大きな影響を与え，それが経済成果にも影響を及ぼす側面を指摘したものと理解できる。

『経済の歴史』において，所有権に関するハートの考え方は注などでも何度も言及されており，その意味で経済史理解の枠組に与えた影響が大きいことは明らかである。

（注）ハートは 2016 年に「契約理論に関する功績」でノーベル経済学賞受賞

２　集団現象（制度）の経済学を基礎とした経済史理解の具体的事例

次に，このような集団現象（制度）の経済学の発展を背景に，わが国経済史分析において台頭している新たな理解の枠組みについて，従来の主流派であるマルクス経済学からの理解と比較しつつ，具体的事例で説明したい。なお，マルクス経済学からの既往研究で『経済の歴史』に相当するような共著の概観的な書籍としては，石井寛治・原朗・武田晴人編著『日本経済史』全６巻（2000～2010 年にかけて出版）があげられるが，『経済の歴史』に比べると対象としている期間も短く内容も包括性に欠けているので，マルクス経済学からの経済史の例としては，『日本経済史』の編著者の１人が近年出版した教科書である武田晴人『日

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

本経済史』(2019，以下武田（2019）とする）の説明も参照した。

(1)新たな枠組みに基づく経済史理解の具体例

ａ.明治期に拡大した地主・小作制の評価

明治時代になって，田畑勝手作許可（1871），田畑永代売買禁止令の解除（1872）などで土地の使用，売買に関する規制緩和がなされ，地租改正を通じて土地所有者が確定して地租を現金で支払うこととなった。米価変動等もあって地租の滞納等から農地が担保流れになったり滞納処分で売却されるなどを通じて，農地に占める小作地の割合（全国計）が，明治初年の 30%程度から 1907（明治 40 年）に 45%にまで上昇するなど，地主―小作関係が拡大した。そういった地主―小作制の拡大のなかでも，明治期には米の単収の継続的増大がみられたが，こういった経済状況の変化をこれまでの経済史では概ねどのように説明し，新しい枠組みではどこに着目しているのかみてみよう。

明治期に拡大した地主―小作制について，マルクス経済学からの経済史では，それを「寄生地主制」と名付け，例えば武田（2019）では，以下のように説明している（149 ページ)。

「小作料率は，統計的にみるときわめて高かった。具体的には 1880 年代の小作料率は 60%, 99 年には 66%, 1910 年には 61%となっている。もっとも，このような高率の料率に対して，現実の実納小作料率は，作柄次第で地主の判断によって，恩恵的に引き下げられることがあったといわれている。したがって，統計的に示されている契約小作料率の高さは額面通りとはいえない。(149 ページ)。・・・明治後半期の農家経済調査（斉藤萬吉調査）によると，家計支出に占める小作料の比率は， 35%に達しており，この負担によって小作人の家計はきわめて苦しいものとなっていた (150 ページ)」と，小作料率が高率だったこと，小作人の家計が極めて苦しいものだったという点を強調している。

そして，そのような中で明治期に反収が継続的に上昇した点については，

「米の生産は，一般的には多労・多肥 (購入肥料の導入と乾田馬耕などの農業生産の改良) の農業技術を中核としていたが，明治期には・・・米の生産性（土地生産性＝反収）上昇が生産拡大の最大の要因となった。1880 年代前半から 1910 年代前半にかけて米の作付け面積は 16%ほど増加したのに対し，土地生産性（反収）は 5 割近く上昇していた。作付け面積の増加は，棉作，藍作など，輸入によって生産が減退した作物からの陸稲への転作などが要因となっていた。このように米作中心の農業生産には，耕地の半分近くとなる小作地の小作料支払が現物の米であったことによるところが大きく，ここに寄生地主制の影響が見出

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

される。もっとも，収入拡大に関心をもつ地主たちの指導なども生産性上昇に貢献した。こうした緩やかな生産性上昇により，高い小作料率にもかかわらず，寄生地主制は明治期を通して安定的な農業生産制度となった。」（同，147 ページ）

というように，反収の継続的増加の要因としては，多労，多肥と技術改良が中心で，「収入拡大に関心をもつ地主たちの指導」もある程度は貢献した，としている。

一方，『経済の歴史』では，同様の事情をどのように説明しているのだろうか。

同書では，明治期に拡大した地主―小作関係について，地主には零細地主（自作地中心に家族構成変化を受けて農地を借り入れ。数は最も多い），在村地主（「村」の論理に従う，自己抑制的な徳望ある地主），不在地主（村域を超えた大地主，ビジネスとして農地所有）の３種類があったことを説明しつつ，

「結論を先取りすれば，近代日本では，広汎な農地貸借の下で，小作人が，実態としては比較的強い小作権（注：継続して借地を耕作し続ける権利）と完全な残余請求権（注：農地から得られた収益から費用等を差し引いた残余（利益）を得る権利）を持っていた。その結果，小作人には生産性を向上させる強いインセンティブがあった」（『経済の歴史』第３巻近代１　157 ページ）
と特徴を整理している。

そしてそのように説明できる根拠としては，明治期の民法では表面的には地主の所有権が圧倒的に優位という規定となっているが，「もともと民法の規定は任意規定であり，土地賃貸借の当事者は，「村」社会の慣行・規範により民法と異なる契約を締結することができた。したがって，現実の地主小作関係では，民法の規定は契約当事者の意思不明なる場合においてのみ補充的に適用されるにとどまっていた。その結果，民法の規定にかかわらず，地主の所有権は制約され，小作人には，比較的強い残余制御権（小作権），残余請求権が配分された」ことをあげている。（同，162 ページ）

そのうえで，「近代日本の地主制は，きわめて安定的に発達した。それは，明治初年の法的整備に加えるに，「村」社会（共同体）の諸規範・慣習が地主・小作双方の機会主義的（注：自分勝手な）行動を抑制し，村人間（地主小作間）の強い信頼関係が小作契約をめぐる取引費用を抑えたからである。その結果，地主小作関係にいくつかの特徴をもたらした。

第１は，小作期間の長期性。言い換えれば小作権の強さである。近代日本の不定期小作では，・・・継続小作が一般的・・・。地主の事情で小作地を引き上げることはみられたが，一般には代替わりをしても永久的に小作させることが当然と考えられていた。・・・小作人を安易に入れ替えないという慣行は，田畑売買により所有者が変わっても機能してい

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

た。・・・

第２は，減免付定量小作料である。まず，小作料は現物の定量で定められていたため，小作人が残余請求権を持つことを意味した。小作人は定量小作料さえ払えば，増産分はすべて自らの手に入るため，より強い増産誘因を持ちやすい。ただし小作人は同時に凶作等の収量変動リスクも負う。このリスクは，不作時に小作料を減額する減免慣行が緩和した。・・・これ（不作時に小作料を減額すること）を実現させたのが信頼関係の強い日本の「村」社会であった」

第３は，「村」社会が地主小作関係の調整機能をもった点である。一般に村内の小作料水準は，村人たちの相互の了解事項（村並みの小作料）であった。村並みの小作料を超えた小作料は是認されなかった」（同 163～164 ページ）

としている。そして，

「明治農法は，多収穫品種の導入，多肥（特に有機質購入肥料の施用），圃場の乾田化（灌漑排水の改良）に集約される」（同 169 ページ）と明治期の農業技術の改善にも着目しつつも，強い小作権（継続して借地を耕作し続ける権利）と減免付定量小作料（定量の小作料を納めた残りは小作人の収穫になると同時に，不作時には信頼関係に基づく保険的な小作料減免があったこと）を通じて，小作人には生産性を向上させる強いインセンティブがあったことが，明治期の反収の継続的上昇につながった，との理解を示している。

これらの説明は，両者とも専門家による数多くの研究を踏まえてのものだから，軽々にどちらが正しいというような結論を下せるものではなく，当時の資料やデータを精査したわけではない筆者にそれができないこともいうまでない。歴史理解の妥当性については専門家同士で議論をして，より整合性あるもの収斂をはかっていくことが望まれる。

ただし，従来主流であったマルクス経済学からの理解においては，生産性向上の背景として技術要因を重要視して経済活動の当事者のインセンティブを軽視する傾向があることは否めず，また所有＝支配，無所有＝被支配であるから，その関係は，農地に関しても基本的には抑圧や対立関係であるはず，との理解で一貫しているように見受けられる。

一方，集団現象（制度）の経済学を基礎にした説明においては，技術要因は考慮に入れながらも，支配・被支配といった図式から離れ，当時の農村における農地の所有や管理，耕作をめぐる関係者全体を視野にいれて，そこに存在した様々な慣習や人々の規範といった「当事者の意向」に則して，それが経済活動に与えた影響や，慣習や規範がある程度の期間続いた根拠などを，経済的成果の背景として総合的に説明するものとなっている。

わが国の農業（特に水田稲作）が，天候など変化する自然条件に地域全体で対応し，水路管理や草刈りなども連携して行わなければ農業自体が成り立たず，役割分担を果たすことで信頼関係が生まれ，そういった相識関係の中で営まれていることは，農業・農村調査を行えば分かることである。もちろん対立が無いわけではないだろうが，対立よりも地道な合意

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

形成とそれを守る規範や信頼によって成り立っているのが，わが国の概ねの農村社会である。また，工場内と異なり自然環境の中で生命をそだてる農業の場合，反収増加のためには，個々に異なる作物の生育状況を日々判断し，適切に対応していく現場の力量が重要で，耕作者のインセンティブ（動機づけ）の有無が大きな影響を及ぼすのは常識といってよい。そういったわが国農業や農村社会の現状からは『経済の歴史』の説明の方が，過去に遡った姿として極めて自然に理解できることだけははっきりしている(注)。

（注）マルクス経済学（特に講座派）からの日本農業理解に対する批判はこれまでもあった。例えば戦前にも広範に存在していた自作農，自小作農の存在を無視して地主―小作関係のみをとりあげ，それも地主の小作人に対する経済外の強制力（抑圧）ばかりを見出そうとする歪みを批判し，実態に基づいてわが国農業における「小経営的生産様式」の独自の存在意義を主張してきた玉真之介をあげることができる（玉真之介著『グローバリゼーションと日本農業の基層構造』筑波書房，2006 年の第８章「地主制」から「小経営的生産様式へ」など参照)。

ｂ．　共同体や産業組合に対する説明

関連して「共同体」についての評価をみれば，従来主流であったマルクス経済学からは，歴史の発展を阻害するもので，解体されてしかるべきものという位置づけであった。例えば武田（2019）では，江戸時代の「年貢の納入は村請制のもとにあるという意味では，村落共同体のもつ共同性によって支えられていたことに時代の**制約**が反映されている（強調は引用者)。」(24 ページ)，「こうして農民たちは，農村共同体の伝統的な枠組みのなかで重く足かせをはめられたまま・・・」(165 ページ）などの説明がされている。

一方『経済の歴史』では，前掲の記述－「村」社会（共同体）の諸規範・慣習が地主・小作双方の機会主義的（注：自分勝手な）行動を抑制し，村人間（地主小作間）の強い信頼関係が小作契約をめぐる取引費用を抑えた―でも示されているとおり，共同体は集団的制約（制度）を形作る役割として大きくはニュートラルにとらえられているとともに，村落共同体との関連で，産業組合（農村信用組合）について，「近世以来の関係的契約の網から成る村落共同体は，産業組合を通じた農業金融においても死活的な役割を担った」と，村落共同体が産業組合の農業金融の基礎になっていたことを説明している（『経済の歴史』第 4 巻，139 ページ)。

また，農村信用組合（産業組合の種類の１つ）に関しては，農業金融の項目で，講などからの歴史的推移も含めて説明をしている。そこでは，「講は二者関係を組織原理としていたが，村人の相互規制・相互扶助といった共同体を組織基盤としていたのが信用組合であった。信用組合は，1900 年制定の産業組合法に基づく産業組合 4 事業の 1 つで，中産以下の農民を対象にした対人信用・無担保金融を目的としていた。地主を対象とした不動産抵当・長期金融の勧銀・農銀と明瞭にすみ分けていた」と運営基盤，設立目的について解説をしたうえ

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

で，次第にその数が増加し「農村金融市場における信用組合の地位は，明治期にはまだ小さかったが，1930 年代には勧銀・農銀とほぼ肩を並べ，民間銀行の２倍の貸付残高を示すまでに成長した」と農村における信用組合の役割が次第に高まったことを説明している。さらに農村信用組合（産業組合）の特質である村内資金循環（村内の余剰資金を資金不足の村内農民に貸し付けること）は，農村において江戸期から培われた農民倫理や，高い面識性などに支えられたものだったこと，経営面ではライファイゼン型の特徴（小地域での設立，低い役員報酬，配当制限，剰余金の積立優先）をもっていることなど，全体として相当量の説明をしている（同，158～159 ページ）(注)。

これに対して武田（2019）においては，労働組合については多くの記述があるものの産業組合に関しては全く触れられていない。また『日本経済史』において産業組合は，1920 年代から昭和恐慌期の農村組織化政策上の役割や，拡充計画については触れられているものの，産業組合がどのような経緯でわが国で誕生したのか，などの成立にかかわる部分や，その組織・事業基盤などについては説明されていない。産業組合は，『経済の歴史』が論じているように，村落共同体を基盤に登場したものだから，村落共同体の存在自体をネガティブにとらえる視角からは，重要視されない存在という位置づけなのではないかと推察される。

以上，明治期に拡大した地主―小作制について，また共同体に対する見方や産業組合に関して，従来の主流派であったマルクス経済学に基づく理解との比較のもとに，台頭しつつある集団現象（制度）の経済学を基礎とした経済史からの理解を紹介した。

これ以外にも事例が多すぎてとても紹介できないが，封建制と領主支配のイメージだった江戸期についても，『経済の歴史』においては，一定の法制度のもとでの契約を基礎とした社会という面があったことを明らかにしているなど，従来の歴史イメージを刷新する内容となっており，近年のわが国経済史学が急速に発展しつつあることを示すものである。

（注）産業組合（農村信用組合）に関しては，小島庸平，高橋和志「戦前日本の産業組合における信用審査の実態と開発途上国への含意―長野県小県郡和産業組合の事例として」日本貿易振興機構アジア経済研究所『アジア経済』，2017 年６月）といった，一次資料に基づく個別組合の研究も近年行われており，関心の高さが示されている。

(2) 経済史理解と経済理論とのかかわりについて

以上の具体例を踏まえて，歴史過程の理解と経済理論との関連について考えてみたい。

歴史過程の理解や説明も，仮に政治史であれば，法律や予算を巡る議論，選挙や政権交代といった政治的節目になる重要なイベントは明確で，積極的関与者もある程度は限定できるから，重要なイベントや変化を中心に，積極的に関与した人々の思想や動向を整理すれば政治に関する歴史叙述にはなる。しかし経済の歴史に関しては，無数の人々の継続的な，日常といっても良い経済活動の積み重ねを歴史過程として論ずる，という難しさがある。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

個別企業に着目すれば，経営者の交代や大きな設備投資，取引の拡大や縮小などのイベントを中心に，その歴史を描くことはできるだろう。しかし，経済活動は一部企業や経営者だけが行うものではない。経済活動全体の包括的推計値であるＧＤＰなどの国民経済計算上の実績を先人たちの経済活動の成果として重視し，無数ともいえる経済活動の当事者達の行動に則して，経済成果の変化の要因や海外との比較などを考慮して歴史過程として説明するためには，前述のように，何らかの理論的枠組みが不可欠なのである。

重要なのは，「経済成果の変化を歴史過程として分析することができる経済理論」が満たすべき条件は何か，ということである。

その条件は第一に，経済活動の成果の全体はＧＤＰなどの「取引量」の合計から成っているから，分析の単位は複数人が関与する「取引（transaction)」や，そのもととなる「契約」といった集団現象になることである。個人の合理的な効用最大化行動，法人の利潤最大化行動が経済活動の「あるべき姿」であるとする規範的経済学（主流の新古典派経済学）は，もともと取引（transaction）ではなく，匿名的・瞬間的な「交換（trade)」を念頭においたものである（特定相手との関係が継続すること自体，癒着など外部性＝市場の失敗の要因になると考える)。そういった「交換」も経済活動の一部を構成するものではあるが，経済活動の大半は，ある程度相手を特定して一定期間続く「取引」から成り立っており，取引の変化を対象にしなければ，経済活動全体の変化は分析できない。確かにスーパーの店頭で，購入者にとっては誰が生産したか分からない農産物などを，価格情報をもとに効用を最大化すべく選択（購買）が行われている，とはいえるが，そういった選択が可能になるためには，生産者，加工業者，卸・仲卸などの流通業者，運送業者，小売店などの間で膨大な「取引」が滞りなく進んでいることが条件なのであり，その取引構造の変化こそが，経済活動の成果に変化をもたらすものである。

ただし，取引や契約といった集団現象を対象にするからといって，「個人の合理性」を否定しているわけではない。むしろ，何らかの強制に基づかない限り，取引は双方にメリットがあるから成り立つのであり，現実の取引は，関係者（個人）にとって何らかの合理性を有するもので，合理性がなければそれは解消されるだろう。現実に行われている取引が，それに関与する人々にとって，何らかの合理性があるということは，改めて指摘するまでもないことである。

従ってそういった，一定の合理性ある取引の「変化」について総合的に歴史過程として分析することができる経済理論の第二の条件は，「ある合理性」から「別の合理性」への変化を説明できる枠組みということである。

その意味では，マルクス経済学の経済発展史観は，技術変化を基礎とした「ある合理性から別の合理性への変化」を説明する一つの仮説であったから，経済史分析の主流になるほどわが国において一時定着した，という面がある。すなわち，所有者＝支配者の観点からでは

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

あるが，生産力（技術力）が低い段階は奴隷制が合理的で，次第に生産力（技術力）が高まると封建制が合理的になり，さらに技術力が高まると近代資本制が合理的に，さらに技術力が高まった先には，労働者が所有者＝支配者になる（あるいは支配者がいなくなる？）社会主義が合理的になるという仮説は，史実には合致しないが，合理性から別の合理性への変化を説明できることに，仮説としての魅力があったと理解される。

しかし，マルクス経済学による説明は，所有者―非所有者間の対立の高まりを，合理性から別の合理性への変化の契機としているため，無数の取引の積み重ねである経済活動の変化のプロセスを分析する上では一面的と言わざるを得ない。この点については，石井が「従来の社会構成史（マルクス経済学に基づく経済史のこと―引用者注）があまりにも変革期の研究に集中しすぎた結果，日常生活と社会変革との関連を捉えきれなくなったことへの批判」[注1]には十分意義がある（下線は引用者による）と認めているとおりである。経済活動において，様々な問題から時には取引をめぐる対立が激化して取引が解消したり，紛争に至ることも無いではない。しかし経済活動の大半は，日常的ともいえる取引の積み重ねと，合意に基づくその改善であることは明白で，そうでなければ経済活動など営めるはずがないのである。

また主流である新古典派経済学では，合理性から合理性への変化の要因は技術革新を背景にした相対価格の変化ということになろう。確かにそのような事例を見つけることはできるだろうが，相対価格変化は技術革新だけが原因ではないし，また技術は時間とともに伝播するから，技術革新で経済成長が説明できるなら世界にこれほどの国ごとの経済格差は存在しないだろう。そもそも新古典派経済学は，自らが「非効率」と感ずる慣行や制度をとり上げて批判し，自由化などでそれが破壊されれば自ずと最適な経済状態が実現するはずという将来に向けた「主張」が中心なので，経済活動の歴史的変化を整合的に説明する（＝事実を説明する）ことに対する関心が著しく希薄で，経済史の理解に関わることはほとんどないといってよい（歴史過程のなかで自らの立論に都合の良い事例だけを便宜的に利用することはある）。

それに対して，集団現象（制度）の経済学においては，前述した事例のように，現実に行われている取引や契約内容を分析対象にしており，合理性から別の合理性への変化の要因については，集団的制約（制度）の変化と，それに伴う当事者のインセンティブの変化に求めるものである。もちろん技術革新もインセンティブの変化には影響するが，同じ技術革新があっても，その影響を受けて別の合理性に変化する国や地域と，そうならない国や地域があるので，その違いの理解の方がより重要だということがノースの指摘である。その意味では，法や文化，慣習，契約のあり方，所有権をめぐる社会関係などの集団現象（制度）の変化による人々のインセンティブ（動機付け）の変化が，関係者の合理性に基づく取引を，別の合理性に基づく新たな取引へと変えていくプロセスの分析こそが，経済成長などの経済

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

の包括的変化の理解とって重要だ，という集団現象（制度）の経済学の枠組は，経済成果の変化を歴史過程として分析することができる経済理論の条件を満たしていることは明らかであろう。だからこそその枠組みはわが国経済史分析において急速に広まって，体系的・包括的な経済史の概説書が書かれるまでになってきたのである。

集団現象（制度）の経済学に基づく経済分析は，現在主流の新古典派経済学のように，唯一の「最適解」を持つものではない。ノースが指摘するように，「過去に関する科学的な説明は一つしかあり得ないと考えるなら，それは単なる思い違いだが，唯一つの科学的説明に向けた努力を怠るなら，経済史という学問を軽んじていることになる。検証可能な仮説をどこまでも追求し，絶えず史料を増やしていくことで，対立する学説を少しずつ減らすことができる。すべての問題について見解が一致することは絶対にないだろうが，一部の問題では合意が成立し，他の問題でも学説の選択肢を絞り込むことができる」(注2) という立場，つまり，経済学的な説明について，それを常に現実と照らし合わせて検証を行うことで，より包括的な仮説を作り上げていくということが，集団現象（制度）の経済学の考え方である。

（注 1）石井寛治『日本経済史』第 2 版，東京大学出版会，1991 年，はしがき，より

（注 2）ダグラス・ノース著，大野一訳『経済史の構造と変化』日経 BP 社，５ページ

(3) 集団現象（制度）の経済学と経済理論の枠組変化

当然のことであるが，集団現象（制度）の経済学は経済史分析の手法として発展してきたわけではない。ノースの問題意識は前述のように，「集団現象（制度）分析を経済学と経済史に統合する」と，歴史過程の説明に重きを置くものであったが，ハートは「企業及びその他の経済的集団現象（制度）について考察するための枠組みを提示する」ことを課題としており，長期的な歴史過程の説明という課題意識があるわけではない。

歴史といっても事態の発生時点では現状であり，現状が刻々と歴史になることからも，経済の理論と別に経済史理解のための特別な経済理論があるわけではない。もちろん，数時間や数日の経済変化を説明するのであれば，経済変数の影響関係のみで多くは説明できるであろうが，数か月や数年単位の経済変化であれば，そのなかには多くの集団現象（制度）の変化が生じているから，そのような変化を考慮した経済変化の説明を豊富化していくことが必要である。筆者は「経済学の変化と協同組合の位置づけ」で，集団現象（制度）の経済学が欧米では相当大きな勢力になっていることを指摘したが，それは「個人の合理的選択，効用最大化」のような，基本命題の演繹的な展開を重視して現実的基礎よりも首尾一貫性を「科学」と考えた経済学のあり方から，本稿で述べたような，複雑な現実をより包括的，より整合的に理解できる枠組みを追求してきた，近年の（特に欧米の）経済学の動向を踏まえたものであった。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

３　協同組合に関して所有権構造から考える

(1)経済史理解の新たな枠組み台頭は，協同組合の歴史的意義づけや認知にとって追い風

以上説明してきたことから明らかなように，近年台頭してきた集団現象（制度）の経済学からの経済史理解の枠組は，協同組合の歴史的変遷を位置付けるべきものとして，また広く一般に協同組合の理解を促すためにも，従来よりもはるかに適合的なものであり，その意味では，協同組合の理解度，認知度向上にとっては追い風になるものと考えられる。

具体例でみても，従来主流のマルクス経済学に基づく歴史観では，前述のように，例えば共同体による相互扶助などは個の自立を阻害するものだから，必然的に解体の方向にあり，それを保とうとする行為は歴史の発展に逆らうもの，という評価であろうし，協同組合のように地域共同体を重視する事業体は，歴史の発展に沿わない，いずれ衰退していく組織・事業体という位置づけか，農協であれば農業政策の遂行手段といった評価が中心であった。

マルクス経済学からの協同組合評価の一面性については，これまでも例えば荷見武敬が「わが国では，戦前から戦後の一時期まで，協同組合研究者の多くがマルクス主義理論の強烈な影響下にあり，協同組合は，基本的には，社会主義体制実現という大目的に従属する一つの手段ないし道具として位置づけられ，その機能も矮小化された範囲でしか認められなかった」（『協同組合学ノート』家の光協会，1992 年，24 ページ）と記しているように，多くの協同組合関係者にとって不満の大きいものであったといえる。

その意味では，前述のように，村落共同体の相互扶助や，様々な慣習・規範などを，集団現象（制度）としてとらえて，それが農村における経済行動にどのようなインセンティブ（動機付け）を生んだか，そしてそれが産業組合の組織・事業にどのように影響したか，という，集団現象（制度）の経済学の理解の枠組は，当事者としては当然の見方であるが，それが中立的な歴史書のなかで十分に展開されたのは，『経済の歴史』が初めてではないかと考える。

それでは戦後の業種別協同組合についてはどのように説明されているのか。『経済の歴史』シリーズでは，第６巻（安定成長期から構造改革期（1973～2010））」で，農協がある程度の量で説明されているが，残念ながら農業政策上の位置づけという従来型の紹介にとどまっており，集団的制約（制度）をインセンティブシステムとしてとらえる集団現象（制度）の経済学の成果が十分に活かされた評価になっていないし，生協については全巻を通じて全く取り上げられていない。その意味では「戦後協同組合」をわが国経済史において評価するという課題意識は，同シリーズ執筆陣のなかにはみられなかった。もちろん，ページ数の制約などの要因も大きいだろうが，戦後の協同組合の歴史を描くことを，第三者に期待するには，まだ時間がかかるといえよう。それは，時代が現在に近づけば近づくほどそれぞれの経済活動の長期的視点からの理解が難しくなることや，研究者も日々変化する全ての現場の状況を把握することができないために，特定の枠組からの事実整理と理解にならざるを得ないことが影響しているとみられる。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

しかし，集団現象（制度）の枠組を人々の行動にインセンティブ（動機付け）を与えるものとしてとらえ，インセンティブ構造の変化と経済成果の関連をさぐる集団現象（制度）の経済学の考え方は，協同組合を論ずる枠組として適していることはこれまで述べたとおりであり，そういった環境変化を，協同組合関係者は積極的に活かしていくことが必要であろう。わが国の協同組合研究が，現場と研究者の距離の近さを特徴としていることも生かしていく必要があろう（注）。

（注）石田正昭『ＪＡの歴史と私たちの役割』（家の光協会，2014 年）は，今日的な経済史の見方のなかにＪＡの歴史を位置付けてコンパクトに要点をまとめたものとなっている。

(2) 協同組合の所有権構造の共通的特徴（試論）～インセンティブシステムとしての位置づけの必要性

以下では「積極的に活かす」試みの一つとして，ハートの所有権理論（所有権の社会的性格に着目したもの）の考え方に沿って，協同組合の所有権構造上の特徴について試論的に考えてみたい。

ハートは前述のとおり，資産の所有権は「残余コントロール権」であるとし，それは「あらかじめ締結されている契約，慣習，もしくは法律に背反しない限り，資産の使用にかかわるいっさいをどのようにでも好きなように決定できる権利」であると定義している。このようなハートによる所有権の構造的理解に基づいて，株式会社を図式化したものが第 1 図である（以下では残余コントロール権を残余制御権と残余請求権に分けて表現している）。

なお，残余制御権と残余請求権を束ねた権利を所有権とするのは経済学の見方からであり，民法上の「所有権」より幅広い概念であることに留意が必要である（注 1）。

第 1 図　株式会社の所有権構造

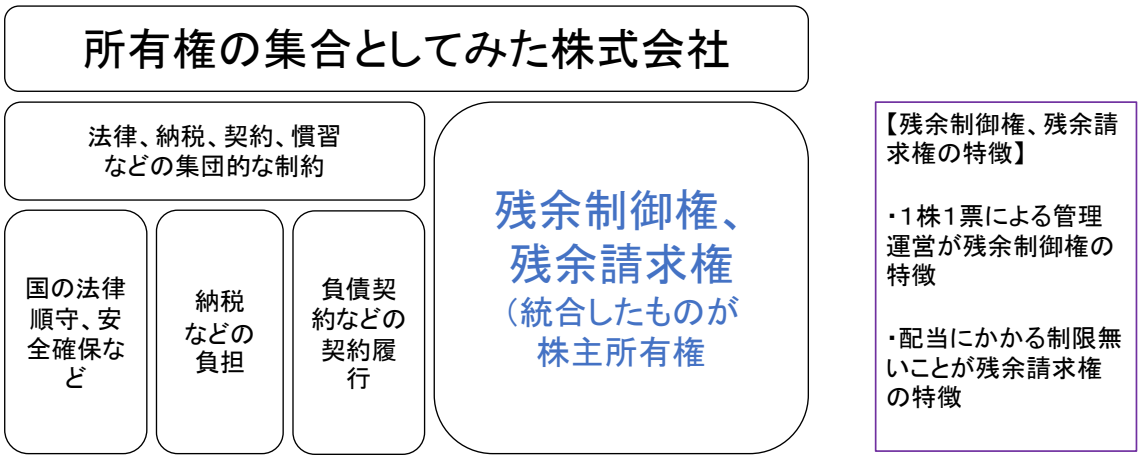

筆者作成

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

これに対して協同組合の所有権構造は第２図のように図式化できる

第２図　協同組合の所有権構造

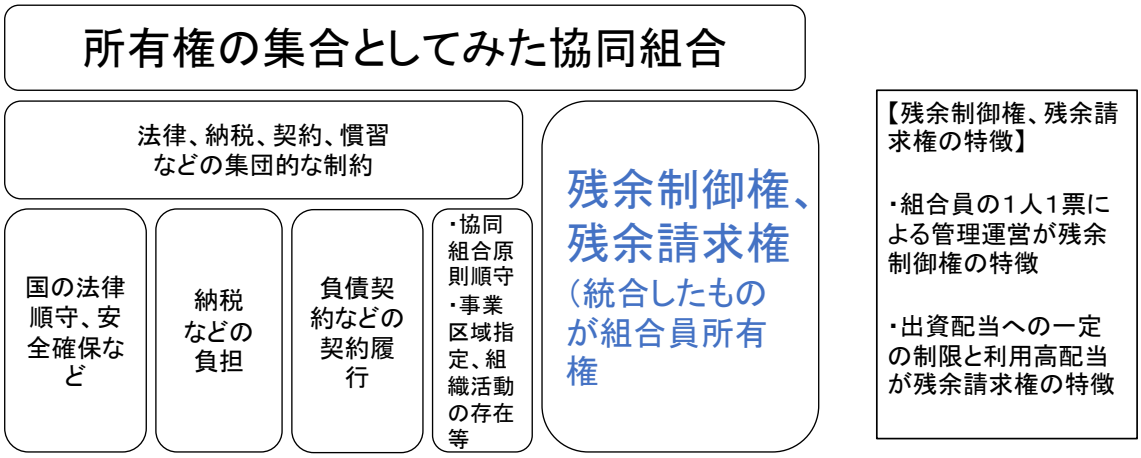

筆者作成

これは協同組合関係者にとっては今更という内容であるが，協同組合の組合員所有権は，組合員の１人１票が残余制御権の特徴で，出資配当制限（非営利），利用高配当等が残余請求権に関する特徴である。

ここで指摘したいのは，その内容には，協同組合のグループごとに組織・事業基盤に応じた違いがあり，外部からみると極めて分かりにくく，農協や生協などが同じ「協同組合」であるという認識の妨げになっている面もあるのではないか，ということである。

つまり，農協の場合は農業者による管理運営を確保するために，組合員１人１票といっても准組合員という総会・総代会での議決権の無い組合員がいたり，地域生協においては組合員が数十万人規模ということで，「組合員による１人１票による運営」といっても現実には難しく，ほとんどの組合員は生協運営に関与していないのが実態であろう。利用高配当については，実施している組合としていない組合などまちまちである。

協同組合は利用＝所有＝管理運営の三位一体といっても，第三者の目からは，協同組合グループ別の違いも大きいことなど，分かりにくさが先にたってしまう。それに比べれば株式会社の株主の残余制御権・残余請求権はシンプルで分かりやすいものである。

ただし，それぞれの協同組合グループは組織基盤，事業内容を異にしているため，分かりにくいからといって，ガバナンスのあり方を統一することは難しく，統一することが望ましいとも思われない。

筆者は協同組合の１人１票による民主的運営や，出資配当制限・利用高配当といった特徴が重要ではない，とか見直すべき，ということを主張したいのではない。民主的運営のための様々な組合員参加の仕組みや取組は極めて重要であるし，協同組合である以上常に追求

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

すべき課題であることはいうまでもないことである。

しかし，業種別協同組合を超えて「協同組合」としての存在感を高めたり，共通法制のようなものを課題とするのであれば，そういった「組合員の所有・運営にかかる特徴」の発信に加え，協同組合の所有権全体の構造，つまり「共益実現にかかる組合員所有権」以外の部分で，協同組合原則重視という運営上の規範を有していることや，事業区域を定款で指定する地域重視の制度的な面，などがある結果として，組合員の共益のありかたを決める組合員所有権自体を制約する要因が株式会社に比べて多いということを，協同組合の所有権構造上の「共通的特徴」として意識的に位置付けていく，といったことにも取り組む必要があるのではないか，ということである。

所有権構造上の共通的特徴を意識的に位置づけていくことの意味は３つ考えられる。

第一に，協同組合グループごとの多様なガバナンスのあり方を超えて，「協同組合共通の特徴」を発信できる，ということである。「協同組合共通の特徴」が国民に広く理解されなければ，共通法制のようなものを展望することは難しいだろうから，こういった所有権理解や所有権構造上の協同組合の共通性を踏まえて，協同組合各グループが自らの事績を整理して発信することによって，協同組合共通の特徴に対する国民的理解の広がりにつながっていく可能性があるのではないかと考える。

第二に，共通的特徴に着目することで「協同組合」としての歴史が描けるのではないか，ということである。特に戦後に関しては農協グループ，生協グループなど個別グループごとには，それぞれに「正史」といえるような歴史叙述があるだろうし，それはそれで大切なものである。しかし，それらを各論とした上で，協同組合グループを超えた「わが国協同組合の歴史」を描こうとすれば，それは，事業内容・組織基盤を異にする協同組合にまたがる，納得感ありかつ客観的に主張できる共通的特徴に着目し，その観点からの歴史叙述でなければならず，所有権構造上の共通的特徴は，その一つになるのではないかと思われる。

第三に，協同組合連携の促進要因にもなると考えられることである。協同組合間連携については，「広がりを見せつつある協同組合連携について」で紹介したように，全国的に連携の取組が拡大してはいるが，個別組合に着目すれば取組度合いはまちまちであり，組合によってはそこまでの余裕がなく，外部組織との連携はハードルが高いという認識もある状況である。特に農漁協などの事業者の協同組合においては，事業環境が厳しいなかで「組合員事業者の共益の実現」に大半の力を投入せざるを得ない面もあると思われ，それはその組合の事情として尊重すべきことである。ただ，どのような組合であっても，組織体でありかつ事業体でもある協同組合である以上，何らかの組織活動をもつなどの共通性はあるだろうから，「それが所有権構造上の共通の特徴である」という認識があれば，その取組をまとめて他協同組合に情報提供することへのインセンティブ（動機付け）になろうし，その結果，何らかの反応や場合によっては連携につながる動きが生まれる可能性もあるといえよう。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

こういった「協同組合の所有権構造上の共通的特徴」に対する理解が深まるだけで，他分野の協同組合への親近感を高めることにつながるのではないか。

協同組合の共通的特徴といえば，「協同組合の定義・価値・原則」があるではないか，との見方もあろう。確かにそれは共通的特徴として重要であるが，前述のように組合ごとにガバナンスのあり方などの多様性があることに加え，株式会社といった他の法人形態と比較で協同組合の特徴を理解する場合，あくまで協同組合側の視点からの比較になってしまい，共通基盤に立って協同組合をも相対化して比較することができない点が，協同組合の特徴を客観的に主張する上での難点と思われる。

また，「事業区域設定の制約」を所有権構造上の特徴とすることに関しては，むしろ合併や規制緩和で事業区域拡大を志向してきたのではないか，との見方もあろう。協同組合も事業体である以上，事業として満たすべき条件を実現していくことは当然であるが，事業区域が大きくなっても，組織活動の単位は地域であろうから，それが協同組合共通の特徴といえるのではないか。事業区域の自由化を志向し，組織活動も重視しないということであれば，それは相互銀行がそうであったように，協同組織，協同組合である必要がない，ということを含意していると考えられ，逆に「協同組合とは何か」を示すものであると思われる。

協同組合の所有権上に制約が多いことは，「法の支配」の部分で論じたように，制約があることによってそれがインセンティブ（動機付け）を生み出して，より高い成果につながる面があるという点から理解し，位置付けていく必要がある。例えば事業区域設定であれば，その制約を，地域の様々なコミュニティ組織との間での連携強化の動機付けにしていくといった組織・事業戦略があるだろう。

そのような取り組みは既に進んでおり，例えば生協グループのなかでも，地域の様々なコミュニティ組織（地縁組織，ＮＰＯ，社会福祉法人等）との連携を積極的に進めている事例があるし(注２)，ＪＡグループが近年進めてきた地域運営組織との連携や商工会議所等との連携もその一つといえよう。もちろん，地域内での協同組合間連携もそういった取組の一環に位置付けられるものである。

ただそういった取組を広めるためには，個別協同組合のリーダー層がその重要性を十分に認識することが不可欠である。仮にここで論じたような，所有権構造からみた協同組合の特徴や株式会社との相違に関する理解が，協同組合グループを超えて共有化できるのであれば，リーダー層の認識に与える影響も大きいのではないかと考える(注３)。

（注１）『経済の歴史』第３巻では「残余制御権は，法と契約と慣習に従う限り，対象を自由に利用する権利を指し，残余請求権は，法と契約と慣習の求める全ての債務を履行した後に残る利益を，それが正であれ負であれ，受け取る権利を指す。経済学においては，一般に，この 2 つを束ねた権利を所有権と定義する。・・・残余制御権と残余請求権は商法が定める株主の権利に相当し，民法が定める所有権の要件はより

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

厳しい，と説明している（25 ページ）

（注２）特定非営利活動法人地域と協同の研究センター発行の『地域と協同』2019 年 7 月号では，高齢者支援や福祉関係，子ども食堂運営などの地域における活動と生協組合員との連携について紹介されている。

（注３）本稿では『経済の歴史』における所有権理論の解釈や適用を基礎にして，Ｓ・メデマ『ロナルド・Ｈ・コースの経済学』白桃書房，2020 年。原書は 1994 年）が，ハートの企業論を，「所有権（財産権）の集合としての企業アプローチ」として整理していることを参照して試論を展開したものであるが，わが国においてはハートの所有権理論はまだ十分な説明がなされていない。「契約理論」の中でもハートの所有権理論は「不完備契約」のカテゴリーに属するが，契約理論の教科書においては，モデル構築に適合的な「完備契約」が中心になっており，より現実妥当性が高い不完備契約は限定的な扱いになっていたり，企業統合の説明などの一部の説明にとどまっている例も多い。ＩＣＡ他が 2012 年にとりまとめた，「よりよい世界の実現に向けて―協同組合への理解の促進―」では，投資家所有企業と異なる**協同組合独特の所有とガバナンスルール**が，経済システムの機能を高め多くの人々の福利を改善する役割を果たしている，と論じられていた。欧米では，所有権理論などをめぐる議論が，わが国をはるかに上回ってなされており，それが協同組合評価の高まりにつながっている面があると思われる。

おわりに

本稿では，近年明確になってきた経済史理解の新たな枠組に着目し，それによるわが国経済史理解の変貌や基礎となる集団現象（制度）の経済学の台頭を，協同組合の歴史の理解や協同組合への認知度・理解度向上につながる環境変化として注目すべきであることを論じた。そのうえで，そういった集団現象（制度）の経済学の一環といえるハートの「所有権理論」を参考に，協同組合の所有権構造の共通的特徴に関する試論を展開した。

わが国の協同組合に関しては，時代の制約のなかで紆余曲折はあったにせよ，戦後の業種別協同組合の時代をも貫く「協同組合としての歴史」が書けるはずであるし，その方向に向けて少しでも進んでいくことが必要である。それは，先人たちが築いてきた協同組合の歴史のもと，協同組合間連携の本格化という新たな段階に歩を進めた時代における，一つの役割であると考える。

（おのざわ　やすはる）

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

総研レポート　2020 調一№9

発　行　㈱農林中金総合研究所　調査第一部
〒151-0051　東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-27-11
電　話　03-6362-7738

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/